

若者世帯対象補助金 一部変更 拡充の お知らせ

若者定住促進住宅補助金

ー 変更後の助成内容 ー

- 夫婦のいずれかが40歳以下の若者世帯で、住宅を取得した場合… **50万円**
 - 小学生以下の子ども1子につき10万円、2子までを補助対象… 最大 **20万円**
 - 入居者所有の町外登録軽自動車の住所変更を行った軽自動車1台につき… **2万円**
 - 新築する前の住まいが町外（転入）の場合… **10万円**
- 夫婦の父母もしくは、祖父母と同居は廃止

※住宅登記日から90日以内に申請が必要です。
※補助金は年度予算です。補助金申請の時期によっては、補助金の交付決定及び補助金交付をお待ちいただく場合がございます。建築・購入の予定がでた際は、早めに町政策秘書課へご相談下さい。その他の要件もありますので、詳細は町ホームページをご覧ください。町政策秘書課までお問い合わせ下さい。

町政策秘書課企画係 ☎ 055-272-1103

若者世帯を応援します。

町では、人口増加対策の一環として、町内に新たに住宅を取得する40歳以下の若者世帯に対し、市川三郷町若者定住促進住宅補助金制度を実施しています。

今年度から新たに結婚新生活を応援しようと、若者新婚世帯に賃貸住宅へ住む際の家賃補助も始めます。(補助金額最大30万円、申請受付は夏頃を予定) このため、現行の「若者定住促進住宅補助金」の補助内容を一部変更し、家賃補助と合わせて最大100万円の補助で若者世帯を応援します。

結婚新生活支援事業

若者定住促進住宅補助金制度は平成26年10月にはじまり、制度の見直しを進めながら今年度で6年目を迎えます。昨年度までの実績は、170世帯607人の定住に繋がっています。町では若者世帯をさらに応援しようと結婚生活のスタートを賃貸住宅で始める新婚世帯に家賃補助制度を創設しました。補助申請は今夏以降を予定しています。

ー 補助対象者・助成額 ー

- 入居する住居が町内
- 婚姻日での年齢が夫婦ともに34歳以下で世帯の所得が340万円未満
- 住居費及び引っ越し費用の合計30万円を上限
- 令和2年4月1日以降に婚姻届を提出し、**受理された夫婦**
- 補助対象期間は申請年の1月1日から翌年3月31日

※補助対象期間で要した引越費用、入居費用のわかる書類は保管しておいて下さい。
※この他の要件もありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

富士川町コミュニティバス（鰻沢口駅～青洲高校前線） 青洲高校前まで延伸

青洲高校開校に併せ、今まで市川大門駅を折り返していた富士川町コミュニティバスが青洲高校まで延伸することになりました。



Hope Lights Our Way

希望の道を、つなごう。

東京2020聖火リレーコンセプト

Hope Lights Our Way（英語）/ 希望の道を、つなごう。（日本語）です。支えあい、認めあい、高めあう心でつなぐ聖火の光が、新しい時代の日の出となり、人々に希望の道を照らしだします。

聖火リレーとは

ギリシャ・オリンピアの太陽光で採火された炎を、ギリシャ国内と開催国内でリレーによって開会式までつなげるものです。オリンピックのシンボルである聖火を掲げることにより、平和・団結・友愛といったオリンピックの理想を体現し、開催国全体にオリンピックを広め、きたるオリンピックへの関心と期待を呼び起こす役目を持っています。

リレールート

3月12日ギリシャで採火された聖火は、宮城県の航空自衛隊松島基地に空輸され、福島県のナショナルトレーニングセンターJビレッジを出発し、7月24日まで121日間をかけて47都道府県をつなぎます。県内は6月27日・28日に通過し、市川三郷町は6月27日に通過します。

【1日目：6月27日(土)】

南部町→身延町→早川町→富士川町→**市川三郷町**→中央市・昭和町→甲斐市・南アルプス市→北杜市→韮崎市→甲府市

【2日目：6月28日(日)】

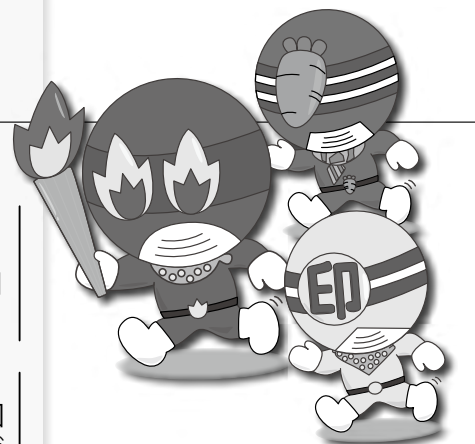
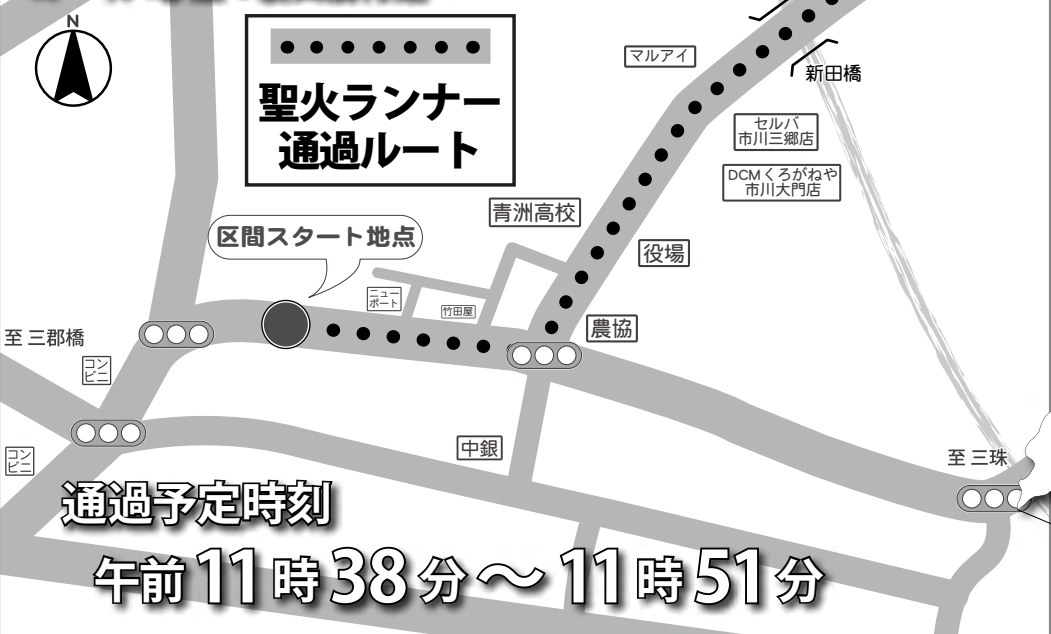
笛吹市・山梨市→甲州市→富士山→上野原市→大月市→都留市→西桂町→忍野村→富士河口湖町→鳴沢村→富士吉田市

※聖火リレー実施時には、ルート及び周辺道路で交通規制が行われる予定です。ご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。
町生涯学習課 ☎ 055-272-6094

市川三郷町ルート

スタート地点：甲府市川三郷線（北線）
（株）マルト付近

ゴール地点：新田橋付近



東京2020オリンピック聖火リレーが6月27日市川三郷町で実施されます。オリンピック発祥の地ギリシャで採火された聖火を富士川町から受け継ぎ市川三郷町を駆け抜け、中央市へとつなぎます。今回は、町内の通過ルートや、聖火リレーについて紹介します。

東京2020 オリンピック 聖火リレー

6月27日(土) 通過予定

狂犬病の死亡率は 100%

愛犬の「登録」と「予防注射」は飼い主の義務です

狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】町生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、ほぼ100%死に至ることです。

狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は、登録と年1回の予防接種を受けなければなりません。

今年度の予防接種と新規登録を右記日程表のとおり行います。既に登録されている飼い主の方には、案内ハガキがお届けしてありますので、予防接種の際、必ずハガキを持参して下さい。

「登録しているのにハガキが届かない」「既に犬が死亡しているのにハガキが届いた」などありましたら、ご連絡をお願いします。

【注意事項】予防接種時の事故防止のため、予防接種を受ける犬に次のような症状がある場合は、摂取前に獣医師にご相談下さい。

- ▷食欲のない犬
- ▷妊娠末期の犬
- ▷病氣中の犬

※町では訪問注射は実施しておりません。かかりつけの獣医師に相談して下さい。

【料金内容】

- ▷予防注射料 3,000円
- ▷注射済票交付手数料 550円

※つり銭のないようにご用意下さい。

【必要な場合の加算額】

- ▷新規登録料 3,000円

※動物病院で接種した場合は、注射済証とハガキを役場へ提出して下さい。

大変!愛犬が迷子に…。そんな時は。

迷い犬が役場で保護されている場合があります。

飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

鑑札や注射済票から飼い主が確認できますので、必ず首輪につけておいて下さい。

■狂犬病予防注射日程

期 日	場 所	時 間
4/12 回	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:00
	役場三珠庁舎前	9:30 ~ 10:00
	役場本庁舎前	10:15 ~ 11:00
4/14 回	ニードスポーツセンター駐車場	9:30 ~ 9:40
	落居 5・6 区公民館前	9:45 ~ 9:55
	網倉公民館前	10:05 ~ 10:10
	岩下公民館前	10:20 ~ 10:25
	堀切公民館前	10:40 ~ 10:45
	鴨狩公民館前	11:05 ~ 11:20
	細田公民館前	11:25 ~ 11:35
	旧楠南農協跡地	11:40 ~ 11:45
	宮原公民館前	11:50 ~ 12:05
	入公民館前	13:10 ~ 13:15
	大木集荷場前	13:30 ~ 13:35
4/15 回	下九一色生活改善センター	9:00 ~ 9:05
	川浦小御崎神社前	9:25 ~ 9:30
	町屋消防詰所前	9:40 ~ 9:45
	道林ふれあいプラザ前	9:55 ~ 10:10
	ふるさと交流センター前	10:15 ~ 10:35
	上ノ原消防詰所前	10:40 ~ 10:45
	上地区公民館前	11:00 ~ 11:15
	中央駐車場	11:20 ~ 11:30
	建設業協会市川支部駐車場	11:35 ~ 11:55
	四尾連公民館前	9:30 ~ 9:35
	藤田養蚕飼育所前	9:40 ~ 9:45
	近萩公民館前	9:50 ~ 9:55
4/17 回	山保地区公民館前	10:00 ~ 10:05
	帯那公民館前	10:10 ~ 10:15
	沖村リサイクルステーション前	10:25 ~ 10:30
	宮沢公民館前	10:35 ~ 10:40
	大同地区公民館前	10:50 ~ 11:00
	峡南消防本部北部消防署前	11:05 ~ 11:20
	宮本公民館前	11:30 ~ 11:40
	高田地区公民館前	11:45 ~ 12:05

※注射場所、時間が昨年度と変わっている地域があります。ご確認ください。



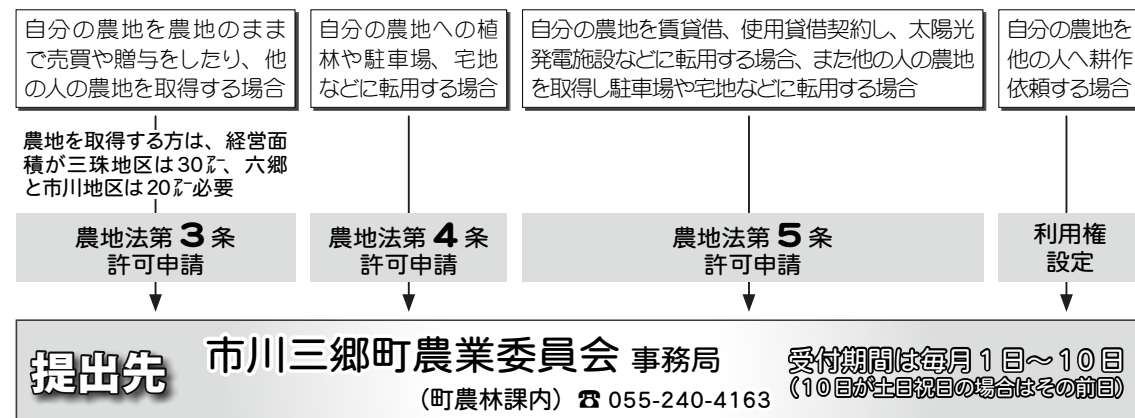
無許可での農地転用は違法行為です

農地は大切な食料の供給基盤です。一度農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり厳しい罰則があります。

農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談下さい。

■農地転用申請の種類



地目変更手続きをお忘れなく!

農地法の転用許可を得て、目的どおり転用を完了しましたら、農業委員会の証明を受け法務局で地目変更の登記をしましょう。

令和2年度 農業臨時賃金等標準額表

農作業名称	市川三郷町内 10aあたり
耕 運	9,500円
代 か き	9,500円
機械田植	10,000円
バインダー (結束紐きむ)	12,000円
ハーベスター (脱穀)	11,000円
コンバイン (乾燥運搬含)	33,000円
一般農作業	8,500円
一般農作業 (1時間あたり)	850円
農休日	7月4日(土)、7月5日(日)

・各作業に賄いはなし。
・本表は標準額です、相談のうえ作業の難易や圃場の条件などで金額を決定して下さい。

農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

- 「積立方式」の長期的に安定した年金制度
- 農業に従事する人が広く加入
- 意欲ある担い手に保険料を助成
- 80歳まで保証がついた終身年金
- 保険料は自由選択
- JA山梨みらい市川支店 ☎ 055-272-1211、上野支店 ☎ 055-272-1414、六郷支店 ☎ 055-6322041
- または、町農業委員会 ☎ 055-240-4163

農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	7,644円	39,319円	5,000円
普通畑	6,094円	20,512円	2,801円
樹園地	8,991円	17,211円	4,556円
モ モ	7,365円	7,365円	7,365円
ブドウ	— 円	— 円	— 円
キウイ	8,381円	8,381円	8,381円
その他	17,211円	17,211円	17,211円

【情報収集期間】平成31年1月～令和元年12月



小学校への新入生のいる世帯に子育て祝い金が支給されます

子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】 今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川

三郷町に住所を有している児童の保護者
【申請書】 入学式の際、学校にて配布します。なお、町外の小学校へ入学される方には郵送します。
【支給額】 入学する児童1人につき2万円
【申請期限】 4月17日(金)

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請して下さい。
【申請場所】 ▽六郷庁舎いきいき健康課▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係
【申請書類】 子育て祝い金等支給申請書

多子世帯子育て応援金

安心して産み育てるための子育て支援策として、18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯に「多子世帯子育て応援金」を支給します。

申請書類は「子育て祝い金等支給申請書」が兼ねていますので、改めて申請する必要はありません。
【支給額】 第3子が小学校へ入学する

場合3万円、第4子以降は1人につき5万円を子育て祝い金に加算して支給します。

	子育て祝い金	多子世帯 子育て応援金	合 計
第1子	2万円	－	2万円
第2子	2万円	－	2万円
第3子	2万円	3万円	5万円
第4子以降	2万円	5万円	7万円 (1人につき)

【問い合わせ】 町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

児童扶養手当額が変わります ～令和2年4月分から～

令和元年（平成31年）平均の全国消費者物価指数（対前年比変動率＋0.5%）が公表されました。
その結果、令和2年度の児童扶養手当額については、0.5%の引き上

げとなります。
また、第1子同様に第2子及び第3子以降の加算額にも物価スライドを適用し、0.5%の引き上げとなります。

【手当額】
43,160円 （全部支給・月額）
43,150円～10,180円 （一部支給・月額）
昨年度までは42,900円～10,120円



「はんこ」購入費の一部が助成されます

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からはんこ購入に対し、購入費の一部を

助成します。
【対象】 ▽町内に住所を有する方のはんこ▽町内に法人登記のある事業所のはんこ
※この他にも対象の条件があります。

詳しくはお問い合わせ下さい。
【助成額】 購入費の1/2以内（1万円限度、100円未満の端数切捨て）
※はんこのケース代は、対象外です。

※購入前に事前申請が必要です。
※助成は、年度内1回のみです。
【問い合わせ】 町商工観光商工係 ☎ 055（240）4157

チャイルドシートのレンタル・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートのレンタル及び購入費補助を実施しています。

■レンタルの場合

【対象】 1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児と同居する祖父母など

【費用負担】 なし
【貸出期間】 満1歳の誕生日まで
【注意点】 ▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができます。申請時には、母子手帳・印鑑をお持ち下さい。

■購入費補助の場合
【対象】 6歳未満児の保護者
【補助金額】 ▽1万円が上限（1万円以上の場合1万円補助）▽1万円未満の場合は実費補助（但し100円未満切捨て）
【注意点】 ▽出生前の購入でも補助対

象となります。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時には印鑑・購入時の領収書・品質保証書が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。
【問い合わせ】 町防災課防災犯係 ☎ 055（272）1175

住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】 ▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの
【対象になるリフォーム】 ▽リフォー

ムに要した費用が10万円以上のもの
▽※町内業者によるリフォーム
※町内業者＝町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者
【注意】 ▽他の制度で町から助成を受けている場合や、過去に助成を受けて

いる場合、この助成は受けられません。
▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。
【助成額】 リフォームに要した費用の10%、10万円が上限（千円未満は切り捨て）

■工事着工前に必ず町まちづくり推進課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。
【問い合わせ】 町まちづくり推進課住宅係 ☎ 055（272）1136

福祉タクシー券を交付します 対象者は申請を！

町では障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。

対象者で、タクシー券の交付を希望される方は次のとおり申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けている方」は対象にはなりません。

【対象者】 ▽身体障害者手帳1～2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない高齢者等（担当民生委員の証明により町が判定し交付します）

【申請に必要なもの】 ①はんこ ②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳
【交付枚数】 年間24枚（1カ月あたり2枚）
【受付期間】 年間をとおして受付
※受付は年間をとおして行っていますが、申請した翌月分からの枚数を

交付します。
【申請場所】 ▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課
【問い合わせ】 町福祉支援課福祉係 ☎ 055（272）1106